

共同研究における間接経費の改定について

令和3年7月19日

国立大学法人鹿屋体育大学

平素より、本学との共同研究についてご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

本学では、国立大学唯一の体育大学として、スポーツに関する実践的な教育研究の成果を社会に還元し、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するため、共同研究の受入れを含む産学官連携活動を積極的に推進して参りました。

一方で文部科学省・経済産業省による「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月30日)をはじめとする政府方針等において、我が国におけるオープンイノベーションをさらに推進するため、大学法人の機能強化とともに、産学官連携における費用負担の適正化が求められております。

従前より、本学の共同研究受入れにおいては、当該研究の遂行のために必要となる直接経費の10%に相当する額を、研究の遂行に付随して発生する間接経費(直接経費以外に必要な管理的な経費)として民間機関等の皆さまにご負担いただいていたところでした。

この度、過年度の共同研究実施状況及び財務諸表等に基づき、共同研究の受入れに係る間接的なコスト(光熱水費、人件費、設備への負担額等の管理的経費)の積算を行ったところ、直接経費の30%以上に相当する額となっていることが確認されました。国の運営費交付金が年々減額される中で、本学においては現状の間接経费率10%での共同研究受入れを進めていくことが、その教育研究水準の維持に影響を及ぼしかねない状況となっております。

つきましては、本学がより一層産学官連携活動を推進し、新たな社会的価値の創造に貢献するための基盤的な経費を確保する目的から、間接経費割合を下記のとおり改定することとしました。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

□改定内容

間接経費割合の変更

旧：直接経費の10%

新：直接経費の30%

□適用開始時期及び対象

令和3年8月1日以降の申込みにより実施される共同研究を対象とする。